

令和7年（2025年）12月1日
建設委員会資料
都市基盤部住宅課

空き家対策に係る協定の締結について

空き家の適正管理及び利活用等の空き家対策の推進、所有者不明土地・建物等の問題を解消することを目的とした団体等との協定について、以下のとおり報告する。

1 相続登記、空き家対策、財産管理制度等に関する協定

(1) 経緯

令和6年4月、空き家及び所有者不明土地問題の解消を目的に相続登記の申請が義務化され、司法書士会においては相続登記及び財産管理制度等の周知・利用促進に取り組んでいるところである。

一方、区においては管理不全の空き家の問題を解消するため所有者に対し適正な管理を促している。今後、管理不全空家等の認定にあたり空き家所有者を正確に把握、また空き家の適正管理のために財産管理制度を利用するには、法務・不動産及び法律・行政に関する知識が求められる。このたび、区と司法書士会が相互に連携・協力し、空き家問題等の解消及び適切な土地・建物の管理を促進することを目的に協定を締結することとした。

(2) 協定締結先

東京司法書士会

(3) 主な協定内容

- ① 空き家等の土地・建物所有者調査における助言
- ② 講演会・相談会への講師・相談員（司法書士）の派遣
- ③ 財産管理制度手続きの支援・助言

(4) 協定締結日（予定）

- ① 日時 令和7年12月19日（金）
- ② 場所 中野区役所

2 中野区における空家等利活用推進に関する協定

(1) 経緯

令和7年7月、東京メトロ都市開発株式会社より空き家活用事業（以下「本事業」という。）の連携の申し出があった。本事業は、空き家を活用することにより東京メトロ沿線地域の活力・魅力を向上することを目的としており、空き家対策や

地域の活性化にも寄与するものと考えられる。

区は今後、当該事業者と連携し空き家の利活用等を円滑に推進するため、協定の締結を前提に協議を進めていくものとする。

(2) 協定締結予定の事業者

東京メトロ都市開発株式会社

(3) 主な協定内容（案）

- ① 本件事業による空き家の利活用について、所有者等からの相談に応じること。
- ② 本件事業による空き家の有効活用の意向を示す所有者等に対し、事業提案等を行うこと。
- ③ 所有者への事業提案に当たっては、子育て世帯の定住促進等、区の政策に寄与するものとなるよう考慮すること。